

統一地方選挙期日前投票所における不適切な投票用紙の交付について

4月7日執行の統一地方選挙の期日前投票所において、公職選挙法により提出が義務付けられている宣誓書の一部項目（期日前投票事由）の記載に応じなかった選挙人に対して、不適切に投票用紙を交付したことによる投票があったので、お知らせします。

1 不適切な投票用紙の交付があった期日前投票所

花見川区花島コミュニティセンター期日前投票所

2 経過

4月4日（木）午後3時頃、当該期日前投票所における投票受付に際し、期日前投票をするために公職選挙法により提出が義務付けられている宣誓書の一部項目（期日前投票事由）の記載に応じなかった選挙人（1人）に対して不適切に投票用紙を交付し、投票させてしまった。

3 投票された票数

千葉市議会議員一般選挙及び千葉県議会議員一般選挙 各1票

4 当該投票の取り扱い

この選挙人の投票は、すでに投函されているため、特定できないことから、正しく候補者名が記載されている場合、有効票として扱われる。

5 対応策

期日前投票所における受付要件について、花見川区選挙管理委員会事務局員及び事務従事者へ再度周知するとともに、選挙人には「宣誓書」の記載すべき事項への記載について理解を促すことを徹底した。

また、市内各区選挙管理委員会には市選挙管理委員会経由で周知・徹底を図った。